

第 3 2 号議案

蒲郡市市税条例等の一部改正について

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 5 月 1 2 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第4項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第3項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第70条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車

ア 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

イ 3輪のもの 年額 3,900円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

エ 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

第70条第3号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第1条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第5条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

- 1 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の2に次の1項を加える。

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の3に次の1項を加える。

- 7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3か月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条第1項中「第30条並びに」を「第30条第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第23条を次のように改める。

第23条 削除

附則第23条の2を削る。

附則第24条第1項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改め、同条第2項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

附則第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで 削除

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第2条 蒲郡市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第25条から第30条までを削る。

附則に次の2条を加える。

(個人の市民税の税率の特例)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第26条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽

自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号イ	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（平成22年蒲郡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の3の改正規定中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等」を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

(蒲郡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（平成25年蒲郡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の2の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第1条第1号中「及び」の次に「附則第19条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）並びに」を加え、同条第3号中「第18条から第19条の5まで」の次に「(附則19条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加え、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中蒲郡市市税条例第33条第3項及び附則第24条の改正規定並びに次条第4項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中蒲郡市市税条例附則第1条の2の改正規定並びに第2条中蒲郡市市税条例附則第25条から第30条までを削る改正規定及び附則に2条を加える改正規定(附則第26条に係る部分を除く。)並びに次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中蒲郡市市税条例第70条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条及び第2条の規定による改正後の蒲郡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第26条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中蒲郡市市税条例第28条の改正規定、第2条中蒲郡市市税条例附則に2条を加える改正規定(附則第26条に係る部分に限る。)並びに附則第5条及び第6条(新条例附則第26条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中蒲郡市市税条例附則第18条第1項の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第1条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第33条第3項並びに附則第24条第1項及び第2項の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す

る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第5条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第5条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第5条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第5条の3第7項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第70条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第26条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動

車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第26条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第70条及び新条例附則第26条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第70条第2号イ	3,900円	3,100円
新条例第70条第2号ウ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第26条の表以外の部分	第70条	蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年蒲郡市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条
新条例附則第26条の表第70条第2号	第70条第2号	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第70条第2号
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円